

募 集 案 内

事故車等排除業務実施事業者の募集について（E76 西瀬戸自動車道）

平成30年1月19日

本州四国連絡高速道路株式会社
（本州側）しまなみ尾道管理センター
（四国側）しまなみ今治管理センター

本州四国連絡道路（E76 西瀬戸自動車道）における事故車等排除業務協定を締結する事業者を次のとおり募集します。

1. 事故車等排除業務の内容

本州四国連絡高速道路株式会社（以下「当社」という。）が管理するE76 西瀬戸自動車道（西瀬戸尾道IC～今治ICの区間）における次の業務とします。

当社が管理する本州四国連絡道路（以下「道路」という。）において、故障・交通事故等の原因により停止している車両（道路の存する県又はこれに隣接する府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれを惹き起こす当該車両を含む。以下「事故車等」という。）の運転手、乗務員又はこれらの関係者（以下「運転者等」という。）からの要請を受けた当社の通報（車両等の状況から当社が事故車等の運転者等に代わり通報した場合（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6第3項に基づき、当社が車両を付近の道路外の場所等へ移動等をするを目的として通報した場合（以下「法第76条の6第3項に基づく業務の場合」という。）を含む。）を含む。）により出勤し、事故車等の引き起こし、牽引等の作業又は軽微な修理等（道路にて危険を伴わない範囲の軽微な修理、燃料油脂等の補給等をいう。）の作業（以下「排除作業」という。）、当社への通報・連絡、安全確保のための措置及び実施した業務の記録・報告その他の協力業務並びにこれらに附随する業務を実施する業務（以下「排除業務」という。）。

また、排除業務の区分は、次のとおりとします。

1) 小型車の排除業務

故障・交通事故等が原因で停止している小型車（車両総重量がおおむね3t

未満の車両)に関する排除業務

2) 大型車の排除業務

故障・交通事故等が原因で停止している大型車(車両総重量がおおむね3 t以上の車両)に関する排除業務

2. 応募の区分

小型車・大型車の区分別に募集することとし、同一者がいずれの車種の排除業務にも応募できます。なお、大型車については、1の排除業務の内容を牽引等に限定して応募することも可能です。

3. 協定の締結

提出された申請書類に基づき、5.の応募資格要件に該当しているか否かを当社で審査し、全ての応募資格要件を満たしている事業者と、事故車等排除業務協定を締結します。

4. 業務実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とします。(以降、原則として自動更新)

5. 応募資格要件

応募資格要件は、次の要件を満たす法人格を有する者又は個人とします。

- 1) 排除業務の料金について、項目、単価、計算方法等が明瞭な料金表を有していること。
- 2) 24時間・365日の出動体制(人員・車両)及び当社との連絡体制が確保されていること。
- 3) 出動する車両基地から当社が管理する道路の最寄りのインターチェンジまで、当社からの通報を受けて、30分以内に到着可能なこと。
- 4) 小型車又は大型車の区分に応じ、排除作業に必要な車両及び免許、資格等を有する人員を配置していること。
- 5) 能力向上又は安全意識の高揚のため、講習、研修会への参加及び安全作業マニュアル等を整備していること。
- 6) 排除作業の実施に当たって、発炎筒、ラバーコーン及び矢印板等を排除作業に使用する車両に装備していること。
- 7) 排除作業に従事する者が、自動車運転免許、クレーン運転士免許、自動車整備士、玉掛け技能講習修了等の排除作業に必要な免許、資格を有していること。
- 8) 次の各号の一に該当しない者であること。
 - 一 契約を締結する能力を有しない者(未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者
 - 二 排除業務に必要な免許、資格等を有しない者
 - 三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり又はその刑の執行を受けること

がなくなった日から3年を経過しない者（法人である場合においては役員又は事業所等の代表者、個人である場合においてはその者又は事業者等の代表者）

四 過去3年以内において、次の一に該当したと認められる者

イ 排除業務の実施に当たり、故意に業務を粗雑にした者

ロ 公正な公募を妨げた者又は公正な料金を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ハ 公募により選定された者が当社と協定を締結すること又は協定締結者が排除業務を履行することを妨げた者

ニ 業務の実施に当たり、当社社員又はその命を受けた者の職務の執行を妨げ、又はその指示に従わなかった者

ホ 当社と協定を締結した実績を有する者で、協定期間中に正当な理由がなく排除業務を実施しなかった者

ヘ 当社に提出した申請書の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は記載しなかったと認められる者

ト 排除業務の実施に当たり、不正な行為を行い、当社の信用を失墜させた者

チ その他当社に損害を与えた者

五 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

6. 応募手続

(1) 応募関係書類の配付

①請求方法

応募関係書類は、しまなみ尾道管理センター（本州側）及びしまなみ今治管理センター（四国側）に用意していますので、直接来所されるか、又は郵便・FAXで請求してください。

②配付期間

平成30年1月19日（金）～平成30年1月31日（水）までの土・日・祝日を除く平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 申請書類の提出

①提出方法

しまなみ尾道管理センター（本州側）又はしまなみ今治管理センター（四国側）に直接持参してください。（郵送不可）

なお、提出時に、申請書類の内容についてお尋ねすることがあります。

②提出期間

平成30年1月19日（金）～平成30年2月2日（金）までの土・日・祝日を除く平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 申請書類の取扱い

応募に当たっては、『応募の手引き』（応募関係書類に添付）をご覧の上、事故車等排除業務申請書と添付書類を併せて提出してください。

- ① 申請書類は、非公開とします。
- ② 申請書類は、返却しません。
- ③ 申請書類は、申請者に無断で、排除業務に係る協定締結事業者選定の目的以外には使用しません。

7. 選定及び発表の方法

(1) 選定方法

当社に設置する審査委員会の審査に基づき、当社が決定します。

(2) 審査結果の発表

審査結果は、応募者全員に文書で通知します。

8. 注意事項

- (1) 排除業務に係る料金は、申請時に提出された料金表に基づくものとします。
- (2) 排除業務に当たる車両の通行料金は、有料になります。ただし、法第76条の6第3項に基づく業務の場合を除きます。
- (3) 法76条の6第3項に基づく業務の場合において、排除業務を実施したときは、当社がその費用を負担するものとします。
- (4) 排除業務は、原則としてお客様との直接交渉となりますので、排除業務の実施に当たってのお客様とのトラブル、現場で排除業務を実施すべき事故車等が発見できない場合の費用等について、当社は一切関与しません。ただし、法第76条の6第3項に基づく業務の場合を除きます。
- (5) 排除業務の実施に係る出動要請は、原則として事故等の当事者の選択によるものです。ただし、事故等の当事者の意思が確認できない場合や緊急を要する場合は、原則として事故車等の位置、状況、協定締結事業者の出動基地の所在地等を勘案し、当該事故車等の排除に当たっての迅速な作業が可能であり、かつ、当該排除作業現場に最も早く到着が可能と判断される協定締結事業者に、当社から出動要請を行うこととなります。したがって、本協定は、各協定締結事業者に対し、常に出動要請することを約束するものではなく、出動要請の多寡について当社が保障するものではありません。

9. お問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社

しまなみ尾道管理センター（本州側） 管理課

住所 〒722-0073 広島県尾道市向島町6904

電話 0848-44-3700 FAX 0848-44-7609

しまなみ今治管理センター（四国側） 管理課

住所 〒794-0072 愛媛県今治市山路751-2

電話 0898-23-7250 FAX 0898-23-8708